

申請者用

合併処理浄化槽処理水放流管接続について

建設部建設管理課

合併処理浄化槽処理水放流管の取扱いについては、由利本荘市浄化槽の設置に関する指導要綱の廃止に伴い、令和6年度より道路法に基づいた道路占用許可に移行しております。

1. 提出書類（正副2部提出）

（1）道路占用許可申請書

合併浄化槽処理水の放流管の占用期間は5年以内の3月31日までとなります。

工事の期間は、許可日からとなりますので、許可を得てから施工するようにしてください。

（2）位置図

縮尺5万分の1程度の地図及び付近の状況等がわかる地図（住宅地図等）に申請地を朱書きで示してください。

（3）平面図、詳細図

平面図には、合併浄化槽を設置する土地における建物、合併浄化槽を明示するとともに、合併浄化槽から道路施設（側溝）までの配管ルート、官民境界を記載してください。

詳細図には、合併浄化槽の放流管との接続方法や復旧方法を記載してください。

（4）現況写真

申請箇所の現況写真に、合併浄化槽放流管の設置予定箇所を朱書きで記載してください。

（5）交通規制図

工事に際して、交通規制を行う場合（片側通行止め、歩行者の迂回）は保安用看板・カラーコーン・バリケードの設置箇所や交通誘導員の配置箇所を記載した交通規制図を作成してください。

（6）同意書

他人の土地を経由して、道路施設（側溝）に接続する場合は関係者の同意書（任意）を添付してください。

（7）誓約書

別添誓約書を添付してください。